

# 田原市自主防災活動推進要綱

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、田原市地域防災計画に掲げる「防災協働社会の形成」の実現に向けて、市内の各地域の中で自主的に組織された防災組織の育成及び活動の推進を図り、もって田原市全体の防災活動の円滑な実施に寄与することを目的とする。

(自主防災会)

第2条 この要綱において、「自主防災会」とは、日頃から災害に備えるとともに災害時には被害を最小限に抑え、その拡大を阻止すること及び避難誘導、救出救護等を行うことを目的として、地区自治会等を単位に自主的に結成された組織をいう。

(活動内容)

第3条 自主防災会は、日頃から市、地域の消防団及び事業所等の防災組織と密接な連携のもと、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者等の把握
- ウ 地域内の危険箇所、防災資源等の把握
- エ 防災訓練の実施及び消火、救助、救護等の技術の習得
- オ 一時避難場所の決定及び周知並びに避難路の確認
- カ 市が実施する防災活動への参加及び協力等

(2) 災害時の活動

- ア 地域内の情報収集及び伝達
- イ 初期消火
- ウ 避難及び避難誘導
- エ 救助、救出及び救護活動
- オ 高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者等の安全確保
- カ 給食及び給水活動
- キ 防疫、衛生活動等

(コミュニティ協議会の役割)

第4条 コミュニティ協議会は、当該コミュニティ協議会の区域に所属する自主防災会を総括するとともに、必要に応じて助言及び協力を行う。

(市の支援)

第5条 市は、自主防災会が第3条に掲げる自主防災活動を推進するために、次に掲げる必要な支援を行う。

- (1) 広報活動 隣保協同の精神に基づく、自発的な防災組織の必要性を認識させるとともに、防災意識の高揚を図るため、広報活動を実施する。
- (2) 防災教育 災害に関する基礎知識及び救助、救出等防災技術の向上を図るため、講習会等の開催、訓練の実施等を通じた防災教育を実施する。
- (3) 防災活動事業支援 自主防災会組織の基礎づくり及び防災活動の円滑化並びに防災資機材の充実を図るため、必要な支援を行う。
- (4) その他 自主防災会活動に対して、必要な助言及び協力を行う。

## 第2章 自主防災活動奨励金

(交付基準)

第6条 前条第3号に定める支援内容のうち、自主防災会が訓練の実施及び防災啓発その

他必要な防災活動を推進するために必要な経費への支援として自主防災活動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

2 奨励金の交付基準は、次のとおりとする。

(1) 交付対象事業及び対象経費 自主防災会が訓練、啓発活動等に要する経費であり、その対象は、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等とし、備品購入費、工事請負費等に要する経費は、対象外とする。

(2) 交付額基準 1 自主防災会当たり、均等割額 1 万円に、自主防災会内の世帯数（毎年 4 月 1 日現在）に 3 0 0 円を乗じて得た額を加算した額を上限とする。

（交付申請）

第 7 条 奨励金の申請に当たっては、コミュニティ協議会は、所属する自主防災会の活動経費をとりまとめて、あらかじめ市長に自主防災活動奨励金交付申請書（様式第 1 号）及び自主防災活動奨励金事業計画書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第 8 条 市長は、第 6 条の規定に基づき、奨励金の交付を決定したときは、自主防災活動奨励金交付決定通知書（様式第 3 号）により、当該コミュニティ協議会に通知するものとする。

（変更等）

第 9 条 コミュニティ協議会は、所属する自主防災会が、前条の規定による決定に係る事業（以下この章において「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ市長に自主防災活動奨励金変更等申請書（様式第 4 号）及び自主防災活動奨励金変更等事業計画書（様式第 5 号）を提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、変更等による増減額が、既に交付決定している額の 2 割以内となる場合は、同項に規定する申請書及び計画書の提出を免除することができる。

（変更等決定の通知）

第 1 0 条 市長は、前条第 1 項に規定する申請書及び計画書を受理したときは、第 8 条の規定に準じ、自主防災活動奨励金変更等決定通知書（様式第 6 号）により、当該コミュニティ協議会に通知するものとする。

（概算払）

第 1 1 条 市長は、第 8 条の規定により交付決定した額の 7 割以内について、当該コミュニティ協議会からの自主防災活動奨励金概算払請求書（様式第 7 号）に基づき概算払を行うものとする。

2 前項の規定による概算払金の交付後、前条の規定による交付決定の変更があった場合は、概算払の額は変更しないものとし、第 1 3 条の規定による奨励金の額の確定に基づき、第 1 4 条の規定による精算払又は第 1 5 条の規定による返還を行う。

（実績の報告）

第 1 2 条 コミュニティ協議会は、所属する自主防災会の補助事業が終了したときには、完了の日から起算して 2 0 日を越えない日又は当該年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、自主防災活動奨励金実績報告書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の額の確定）

第 1 3 条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合することを認めた場合に、交付すべき奨励金の額を確定して当該コミュニティ協議会に自主防災活動奨励金確定通知書（様式第 9 号）

により通知するものとする。

- 2 市長は、交付決定した額と前項の規定による奨励金の確定額が同一の場合には、前項に規定する確定通知書の作成及び送付を省略するものとする。

(精算払)

第14条 市長は、前条第1項に規定する奨励金の確定額から第11条の概算払の額を控除した残額について、当該コミュニティ協議会からの自主防災活動奨励金精算払請求書(様式第10号)に基づき交付するものとする。

(交付決定の取消し又は奨励金の返還)

第15条 市長は、コミュニティ協議会又は所属する自主防災会が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金に係る交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は概算払により交付した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱及び交付決定に付した条件に違反した場合
- (2) 奨励金を他の用途に使用した場合
- (3) 奨励金の運用又は補助事業の執行方法が不適切と認められる場合
- (4) 実支出額が概算払の額に比べて減少した場合
- (5) 市長の承認を受けずに補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止した場合

(遅延利息)

第16条 コミュニティ協議会は、前条の規定により奨励金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額について年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(関係書類の整備)

第17条 コミュニティ協議会及び自主防災会は、補助事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

### 第3章 自主防災施設等整備補助金、地区集会所等耐震改修補助金

(交付基準)

第18条 第5条第3号に定める支援内容のうち、自主防災会が自らの地域の防災能力の向上及び強化を図るため、必要な防災資機材の整備に要する経費への支援として自主防災施設等整備補助金を交付する。

- 2 第5条第3号に定める支援内容のうち、自主防災会の活動拠点となる集会所等の耐震改修に対し、その改修に要する設計費及び工事費への支援として地区集会所等耐震改修補助金を交付する。

- 3 前2項に規定する補助金(以下「補助金」という。)の交付基準は、次のとおりとする。

#### 【自主防災施設等整備補助金、地区集会所等耐震改修補助金交付基準】

項目	自主防災施設等整備補助金(第1項)	地区集会所等耐震改修補助金(第2項)
補助事業及び補助対象経費	(1) 消火栓器具箱及びその中に格納される消火器具類等で、次に掲げるもの ①格納箱、②ホース、③管そう、④ノズル、⑤Tハンドル、⑥媒介金具、⑦その他消火栓器具箱設備で市長が認めるもの (2) 自主防災活動に必要な1品当たりの単価が3万円以上の防災資機材で、次に掲げる	市が実施した耐震診断結果により、下記の要件に該当する施設 (1) 木造施設 総合判定結果が1.0未満であり、総合判定を1.0以上かつ0.3以上向上させる耐震補強を含む耐震改修計画を策定した施設

	もの ①防災倉庫、②無線機、③発電機・投光機、④消防用ホース、⑤担架・リヤカー・エンジンカッター等救助・救出資機材、⑥移動式かまど・非常用トイレ・テント等避難所資機材、⑦その他防災資機材で市長が認めるもの	(2) 非木造施設 構造耐震指標( I S 値)が0.6未満の施設 (3) 前記のほか、倒壊のおそれがある建物であり、市長が認める施設
補助率等	(1) 補助率：2/3 以内 (2) 限度額等：1 件当たりの補助額は 30 万円を上限	(1) 補助率：10/10 (2) 限度額：補助額は 500 万円を上限
適用	(1) 本補助金は、防災資機材備品等に対する補助制度であり、構造物等の整備及び改修については対象外とする。ただし、防災資機材備品等を収納するための防災倉庫の整備については、対象とする。	(1) 耐震改修にかかる工事（撤去・復旧含む）以外の工事は対象外

(交付申請)

第 19 条 補助金の申請に当たっては、コミュニティ協議会が所属する自主防災会の補助事業をとりまとめて、あらかじめ市長に補助金交付申請書（様式第 11 号）及び補助事業計画書（様式第 12 号）を提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第 20 条 市長は、第 18 条の規定に基づき、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第 13 号）により、当該コミュニティ協議会に通知するものとする。

(変更等)

第 21 条 コミュニティ協議会は、所属する自主防災会が、前条の規定による決定に係る事業（以下この章において「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ市長に補助事業変更等申請書（様式第 14 号）及び補助事業変更等計画書（様式第 15 号）を提出し、その承認を得なければならない。

2 第 9 条第 2 項の規定は、補助金の変更等に係る申請について準用する。

(変更等決定の通知)

第 22 条 市長は、前条第 1 項に規定する申請書及び計画書を受理したときは、第 20 条の規定に準じ、補助事業変更等決定通知書（様式第 16 号）により、当該コミュニティ協議会に通知するものとする。

(概算払・前金払)

第 23 条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、当該コミュニティ協議会からの補助金概算払・前金払請求書（様式第 17 号）に基づき、補助金の一部又は全部を概算又は前金により交付することができる。

(実績の報告)

第 24 条 コミュニティ協議会は、補助事業が終了したときには、完了の日から起算して 20 日を越えない日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第 18 号）を市長に提出しなければならない。

2 コミュニティ協議会は、資金繰りの事由により事業費を支払うことができない場合は、当該事業費の請求書を支払証拠書類として扱うことができる。この場合において、当該コミュニティ協議会は、補助金受領後に速やかに支払を行い、市長に領収書の写しを提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 25 条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、交

付決定の内容及びこれに付した条件に適合することを認めた場合に、交付すべき補助金の額を確定して当該コミュニティ協議会に補助金確定通知書（様式第19号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第26条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したのち、当該コミュニティ協議会からの補助金請求書（様式第20号）に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第27条 市長は、コミュニティ協議会又は所属する自主防災会が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金に係る交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は概算払若しくは前金払により交付した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱及び交付決定に付した条件に違反した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不適切と認められる場合
- (4) 実支出額が概算払の額又は前金払の額に比べて減少した場合
- (5) 市長の承認を受けずに補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止した場合

（遅延利息）

第28条 補助金の返還金の遅延利息については、第16条の規定を準用する。

（財産処分の制限）

第29条 自主防災会は、自主防災施設等整備補助金の補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に反して、補助財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、自主防災会は、補助財産を用途変更し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、補助財産処分申請書（様式第21号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助財産が、補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が必要ないと認めた場合はこの限りでない。
- 3 市長は、補助財産処分申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助財産の処分を決定し、補助財産処分決定通知書（様式第22号）により通知するものとする。
- 4 自主防災会が市長の決定を得て財産を処分したことにより収入を得た場合には、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることができる。

（関係書類の整備）

第30条 関係書類の整備については、第17条の規定を準用する。

#### 第4章 その他必要な事項

（必要な指示等）

第31条 市長は、奨励金及び補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは目的を達成するに必要な限度において、奨励金及び補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

（その他）

第32条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。  
（交付要綱等の廃止）
- 2 この要綱の施行にともない、田原市地域コミュニティ活動振興奨励金等交付実施要領

及び田原市地域コミュニティ施設等整備補助金交付要領は廃止する。

(有効期限)

- 3 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月30日から施行する。







## 自主防災活動奨励金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長 図

年度自主防災活動奨励金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

### 記

1 奨励金の対象となる事業の目的、内容等

年 月 日付けの申請書のとおり

2 奨励金事業に要する経費及び奨励金交付決定額

事業に要する経費	金	円
----------	---	---

奨励金の交付決定額	金	円
-----------	---	---

3 奨励金の交付条件



## 自主防災活動奨励金変更等事業計画書

田原市長 殿

申請者 自主防災会名

代表者名

年度自主防災活動奨励金事業について、下記のとおり変更等をしたいので申請します。

### 記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 変更後の奨励金事業に要する経費及び奨励金の交付決定額

(円)

	交付申請額	変更額等	変更後の額
事業費計			
奨励金額計			

- 4 その他  
※必要に応じて資料添付

## 自主防災活動奨励金変更等決定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長 閣

年度自主防災活動奨励金について、下記のとおり変更等を行うことに決定したので通知します。

### 記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 変更後の奨励金事業に要する経費及び奨励金交付決定額

奨励金事業に要する経費	金	円
-------------	---	---

奨励金の変更交付決定額	金	円
-------------	---	---

4 奨励金の交付条件の変更





啓発事業等	開催日	開催内容	参加者数
	月 日		人
	月 日		人
	月 日		人
	月 日		人
	月 日		人

※研修会・講習会等実施した場合のみ記載(5回以上実施の場合は、別紙に記載してください。)

その他の事業	
--------	--

※消火栓・防災資機材等の点検、防災台帳・マップの更新等、訓練・啓発以外に実施した事業を記載

### (2) 購入物品等の明細

購入物品等	目 的	数量	単価	計(円)
計				円

奨励金交付決定額	円
----------	---

### 3 添付資料

- (1) 購入物品等の領収書の写し(領収書が入手し難い場合はその旨記載(電気・電話料等))
- (2) 活動写真、購入物品等の写真、その他参考資料

## 自主防災活動奨励金確定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長 閣

年度自主防災活動奨励金については、下記のとおり奨励金額を確定したので通知します。

### 記

- |   |              |   |   |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額      | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額        | 金 | 円 |







## 補助事業計画書

(1) 事業計画

事業名	自主防災施設等整備事業 地区集会所等耐震改修事業	実施主体 (自主防災会名等)	
実施場所			
事業費	円	実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業目的 及び効果			
事業内容 (具体的に記載)			

(2) 収支予算書

【収入】

費 目	金 額(円)	積算内訳
計		

【支出】

費 目	金 額(円)	積算内訳
計		

## 補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長 閣

年度 補助金については、下記のとおり交付  
することに決定したので通知します。

### 記

- 1 補助金の対象となる事業の名称、目的及び実施期間  
年 月 日付けの申請書のとおり
- 2 補助金事業に要する経費及び補助金交付決定額  
補助事業に要する経費 金 円  
補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金の交付条件



## 補助事業変更等計画書

(1) 事業計画(変更)

事業名	自主防災施設等整備事業 地区集会所等耐震改修事業	実施主体 (自主防災会名等)	
変更等の 内 容			
変更等の 理 由			
参考事項			

(2) 収支予算書(変更)

【収入】 ※( )内には変更前の金額を記載

費 目	変更前金額(円)	変更後金額(円)	積算内訳
計			

【支出】

費 目	変更前金額(円)	変更後金額(円)	積算内訳
計			

## 補助事業変更等決定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長 閣

年度 補助金について、下記のとおり変更等をする  
することに決定したので通知します。

### 記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 変更後の補助事業に要する経費及び補助金交付決定額

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額(変更後の金額)	金	円

4 補助金の交付条件の変更





## 補助事業実績報告書

田原市長

殿

申請者 コミュニティ協議会名

代表者名 ㊟

年度自主防災施設等整備補助金・地区集会所等耐震改修補助金に係る事業が完了したので、下記により報告します。

### 記

- 1 補助事業実施期間 着手 年 月 日  
完了 年 月 日
- 2 補助事業の実績及び効果  
別添補助事業明細のとおり

(添付書類)

- 1 補助事業の明細（事業実績・収支決算書）
- 2 その他参考となる資料（領収書（写）、写真、地図等）

## 補助事業の明細

### (1) 事業実績

事業名	自主防災施設等整備事業 地区集会所等耐震改修事業	実施主体 (自主防災会名等)	
実施場所			
事業費	円	実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業目的 及び効果			
事業内容 (具体的に記載)			

### (2) 収支決算書

#### 【収入】

費 目	金 額(円)	積算内訳
計		

#### 【支出】

費 目	金 額(円)	積算内訳
計		

## 補助金確定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長 印

年度  
額を確定したので通知します。

補助金については、下記のとおり補助金

### 記

- |                |   |   |
|----------------|---|---|
| 1 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 交付決定通知額      | 金 | 円 |
| 3 交付確定額        | 金 | 円 |





## 補助財産処分決定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長

印

年 月 日付で処分の承認申請のあった補助財産について、下記のとおり処分することを決定したので通知します。

記

- 1 処分する財産
- 2 処分の内容
- 3 処分の理由